

岐阜県公報

号外(一) 令和四年九月三十日

規則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和二年岐阜県規則第十

四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十五号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

目次

規則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 一

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 六

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 六

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第二号中「同項第七号に掲げる職員のうち、育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。」を削り、「在職した期間」の下に「同項第七号に掲げる職員については、次に掲げる育児休業の承認に係る期間を除く。」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第四条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第四条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第五十七条の三第二項第一号中「勤務日」を、「勤務日」に改め、「同項第七号に掲げる職員については育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である者を」を削り、「在職した期間」の下に「（同項第七号に掲げる職員については、第五十三条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業の承認に係る期間を除く。）」を加える。

第七十五条第一項第二十二号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「又は育児休業の期間延長」を削り、同条第一項中「又は育児休業の期間の延長の承認」を削り、「をあらかじめ」を「により請求するものとし、条例第四条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月（次に掲げる場合は、一週間）前までに」に、「提出しなればならない」を「提出するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第四条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第三条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合はしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）（以前の日である場合）

三 条例第三条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第二条第二項中「又は育児休業の期間の延長の承認」を削り、同項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第四条第八号」を「第四条第七号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業の期間の延長の承認の請求手続）

第二条の二 職員は、育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、別記第一号様式による育児休業承認・期間延長承認請求書により請求するものとし、条例第四

条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長の承認を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに任命権者に提出するものとする。この場合において、県費負担教職員にあっては、当該請求書を市町村教育委員会を経由して提出するものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第四条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

二 条例第三条の三第三号に掲げる場合に該当している育児休業

三 条例第三条の四の規定に該当している育児休業

2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。

第三条の二（見出しを含む。）中「第三条の三第三号ロ」を「第三条の三第三号ハ」に改める。

第三条の三（見出しを含む。）中「第三条の四第三号」を「第三条の四第三号」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改め、同条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条の前に次の一条を加える。

（育児短時間勤務計画書）

第八条 条例第十条第六号に規定する育児短時間勤務計画書は、別記第三号様式によるものとする。

第十条第一項中「あらかじめ」を削り、「提出しなければならない」を「提出するものとする」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

第十一条中「第五条」を「第四条」に改める。

第十五条第一項中「提出しなければならない」を「提出するものとする」に改め、同条第二項中「第五条第一項各号」を「第四条第一項各号」と、「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第三項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

冠記第一号様式中「第2条関係」を「第2条、第2条の2関係」と

請求の内容	育児休業	育児休業期間の延長
	再度の育児休業	再度の育児休業期間の延長
(再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)		

請求の内容	育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。）
	同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） 育児休業の期間の最初の延長 育児休業の期間の再度の延長
(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)	

既に育児休業をした期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで

既に育児休業をした期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで

なお、同条第1号様式中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」と「条例第4条第7号に掲げる事情に該当する」とは、同条第1号様式「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子につ

いいて最初の育児休業をする場合を除く。)」を記す「(イ)」を「(イ)」とし、
同記第11号様式を記す。
同記第11号様式中「第5条、第11条関係」を「第4条、第11条、第15条関係」
とし、
同記第11号様式を記す。同記第11号様式の次に次の様式を加える。

第3号様式 (第8条関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日

任命権者 様	所 属			
	職 名		氏 名	
<p>条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>				
請 求 に 係 る 子				
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生	
請 求 者 の 計 画				
請 求 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
備考				

- 注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「第五条第一項」を「第二条第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和二年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第二号中「育児休業を」を「育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）を」に改め、「育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの

期間を合算した期間）が一箇月以下である会計年度任用職員を除く。」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第四条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第四条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則第十一項第一号中「及び育児休業」の下に「（第四十一条第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）」を加え、「育児休業をしている会計年度任用職員については、育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である者を除く。」を削る。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社